

輪島市監査公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年10月18日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年10月6日（金） 監理課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○監理課の業務は、老朽化が進み耐震化が必要な庁舎を始めとする公共施設整備が大きな課題となっている。また、庁用自動車の維持管理、工事等の入札や契約に関する事等、財産管理に関して幅広い分野の課題についても苦心されていることが見受けられる。公共施設の管理については、「輪島市本庁舎等整備審議会」の設置例にもみられるように、地域住民による施設の利活用の意見やその調整を十分に行いながら進めていくことが望ましいと考える。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

① 市有土地貸付料及び建物貸付料の滞納について

個別訪問等で滞納者個々の状況を把握しながら徴収納付に努めている。引き続き滞納額削減に向けて取組まれたい。